

森林づくり推進会議 ソーニング部会報告

第1回部会

日時 平成27年11月12日(木)

場所 郡上市役所 4階大会議室

出席者 委員10名 オブザーバー3名、事務局3名

原島委員長、山川部会長、石田委員、庄村委員、古川委員、美谷添生委員、
武藤委員、小森委員、仲谷委員、柴山委員

オブザーバー：田中、吉田、池田 事務局：栗山、河合、日置

内容 ○施業プランナーによるワーキング組織について

○将来の森林管理体制について

【検討事項】

- ・ゾーニングの必要性・・・再確認
- ・ゾーニング(案)の作成・・・リモートセンシングの活用
- ・ワーキング組織の活動・・・ワーキング組織で実施する内容の検討
- ・事業体へのフィードバック
- ・将来の森林管理体制・・・郡上市内に常駐する専門家必要

【意見要旨】

■ゾーニングの必要性、ゾーニング(案)の作成に関すること

- ・木材生産の適地・不適地の区分け、先人が針葉樹を植えたけど、元の広葉樹に戻すといった手続きが必要になる。
- ・しっかり管理されている山はゾーニングの必要はない。
- ・ゾーニング(案)の作成にあたって、リモートセンシングを利用した提案型のものを進めていきたい

■ワーキング組織、プランナー等に関すること

- ・放棄ないし荒れてしまった山をつくり直すためのゾーニング、山をつくり直す仕事
がプランナーの仕事。
- ・プランナーが実際に提案し、林業として回していけるような組織。

- ・林業事業者との兼ね合いは。誰が監督するのか、ワーキング組織の位置付けは。
- ・プランナー自身関わっていない場所でプランを考えることになるので、うまく調整できるのか
- ・ワーキング組織のイメージは、市の要請でプランナーを主体に県の指導力を加えた任意の委員会のような組織
- ・事業者からプランナーを派遣しフィードバックすると書いてあるが、事業者は派遣を承認するのか。
- ・ワーキング組織には次世代の森林管理ができる人を育てるという大きな狙いがあると思う。
- ・私有林に対して 100 年後見据えてプランを立てるのは責任が重い。
- ・この組織は、やり出したら 10 年仕事になる。民間事業者は仕事に専念すべきである。
- ・数年後にはこの組織を専属でやっていく人が必要になる。これが動けば事業者には必ずフィードバックが来ると思う。
- ・森林組合は組合の中に事業者があり、民間事業者と競合している。今後、森林組合は、山の管理体制をとって、民間事業者に発注していく形になればうまくいくと思う。ワーキング組織は森林組合でもいい。
- ・勉強してやる気のあるプランナーを引き上げて、半官半民のようなスタンスの仕事をどう成り立たせるか。
- ・岐阜県森林文化アカデミーで「民間フォレスター」の制度を考えている

【部会長総括】

意見をまとめ、もう少しわかりやすい提案と次へのステップを考えていく必要がある。

○検討内容まとめ

ワーキング組織の課題・問題

- ・ワーキング組織の位置付け
- ・ワーキング組織はだれがどのように指導するのか
- ・プランナーは会社に属していて、仕事をやりながら活動するのは難しい
- ・組織の進め方、ルール作り、どこまでやるか
- ・事業者とワーキング組織の関係
- ・事業者はプランナーを派遣するのか

第2回部会

日 時 平成28年1月28日(木) 13:30～15:05

場 所 郡上市役所 4階大会議室

出席者 委員9名 オブザーバー2名 事務局3名

原島委員長、山川部会長、石田委員、庄村委員、美谷添生委員、大坪委員、柴山委員、仲谷委員、渡辺委員

オブザーバー：田中、吉田 事務局：栗山、河合、日置

内 容 ○ワーキング組織と事業体・市・県との関係について

○郡上市の森林の区分及び整備方針(案)について

【検討事項】

・前回の課題であった、ワーキング組織の位置付け、事業体と市と県の関係について明確にする。(資料1-1)

・ワーキング組織でゾーニングを行うために、叩き台となる市の案が必要と考えられることから、大まかの区分の考え方・整備方針(案)について検討する。(資料1-2、1-3)

【意見要旨】

■ワーキング組織と事業体・市・県との関係

質 問

Q：ゾーニング部会とゾーニング検討会議はどういう立場か

A：ゾーニング部会は推進会議の一部会としてゾーニングについて検討している。ゾーニング検討会議は推進会議からの提言を受けて、実際ゾーニング(案)を作成する実務作業を行う。

Q：位置付けは推進会議のサブ機関という理解でよいか。専門家なのでフリーに任せるのか、ある程度仕事内容を示すのか。

A：作業の内容は、モデル地区を設定し、既存の資料により机上で色付けした後に現地をみて様々な条件から精査して木材生産適地を色づけする。それ以外は公益的機能森林に区分し施業方法等を検討する。

Q：ワーキングでできた成果品に対してこの部会あるいは推進会議が検討するのか。また、成果品の取り扱いは。

A：成果品は推進会議に報告し意見を聞きたい。成果品の取り扱いは山川委員が言われる青写真としてゾーニングをするための市の案として取扱いたい。

意見等

- ・大型製材工場の稼働により大規模皆伐が起こるかもしれないという危惧と放棄された森林が増えてきている
- ・ゾーニング検討会議は非営利活動で行い、それを事業体にもって帰り経営計画に落とし込むことで林業の活性化が図られるのではないかと。
- ・ゾーニング検討会議は、人件費を払って集中的にやって欲しい。
- ・岐阜県では「100年の森づくり計画」で5地域のモデル地区で検討し森づくり基本計画・森林計画に反映する。
- ・ゾーニング検討会議をつくることは賛成。早く結論を出してほしい。
- ・郡上市全体を考えながら事業も行っていく次代を担う林業者の育成の場であってほしい。
- ・ニホンジカの食害が問題になってくる、それを乗り越えるために被害情報・対策情報の提供・共有が必要である。

■郡上市の森林の区分及び整備方針（案）について

意見等

- ・国有林では木材生産林を定めていない、公益的機能森林の整備を行う中で木材生産が行われる。
- ・地質も考慮するとよい。
- ・個人への制限は課さない、植えたいという場合は植えさせることを基本。
- ・植えたらしっかり管理するよう市からの指導が必要。
- ・水源林造成の名目で、道のない奥地で広葉樹を針葉樹に変える行為が行われている。早くゾーニングして郡上市として意見が言えるようにしないとイケない。
- ・林齢構成を是正するためには伐って植えるしかない。そうして木材が動き始める。
- ・山林所有者の了解を得ることは大切で無視できない。

まとめ

1、郡上市ゾーニング検討会議（仮称）の目的

- ・市内の森林に精通し、森林管理能力のあるプランナーの協力を得てゾーニング（案）を作成する。
- ・森林の将来像を見据え、森林の区分ごとの整備方針の統一を図る。
- ・郡上市全体を考えて森林管理を行うことのできる次代を担うプランナーを育成する。

2、郡上市ゾーニング検討会議（仮称）と事業者・市・県との関係

- ・市は検討会議にゾーニング（案）、整備方針の検討を依頼し、検討結果に基づきゾーニング（案）・整備方針を決定する。
- ・県の林業普及指導員は検討会議において助言指導を行う。
- ・事業者は検討会議で統一された森林整備方針に基づき森林経営計画を作成し、施業を実施する。（フィードバック）
- ・検討会議では、森林経営計画の作成は行わない。

3、郡上市ゾーニング検討会議（仮称）の活動内容（資料1－4）

- ・モデル地区の選定
- ・ゾーニング（案）の作成
 - 木材生産適地の検討（机上）、現地調査、木材生産適地の特定、
 - 木材生産適地以外の森林の区分
- ・森林の区分ごとの整備方針の検討